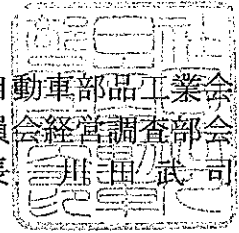


20 自部工業第 120 号
平成 21 年 1 月 22 日

関東支部会員企業代表者 各位

(社) 日本自動車部品工業会
総務委員会経営調査部会
部会長



講演会のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素当工業会の事業につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、総務委員会経営調査部会では、関東支部との共催により、労務管理事務所 新労社代表 深石圭介殿にお越し頂き、「雇用維持のための雇用調整助成金制度(*)について～適切な受給条件・手続きとは～」をテーマに講演会を開催いたします。

世界的な金融不安・原材料費の高騰等の経済上の理由による収益の悪化から、企業は雇用調整を行うことを求められています。厚生労働省では昨年 12 月に、雇用維持に努力する事業主への支援措置として雇用調整助成金の見直しを行いました。そこで、当制度を利用するに当たって必要な条件・提出書類・手続・支給金額等についての具体例を交えた説明や、その他の助成金制度の紹介を、数々の助成金の受給案件を成立させた専門家より行って頂く予定です。

つきましては、業務ご多忙中のところと恐縮に存じますが、ご出席下さいますようよろしくお願い申し上げます。参加ご希望の場合は別紙により **2月6日(金)** までにお申し込み下さい。尚、当制度については多数の質疑が予想されますので、ご質問のある方は申込用紙「雇用調整助成金についての質問」の欄に予めご記入をお願い申し上げます。

(*) 中小企業を対象とした「中小企業緊急雇用調整助成金」についてもご説明いたします。

敬具

記

1. 日時：平成 21 年 2 月 12 日 (木) 15:00～17:00 (質疑応答含む)
2. 場所：自動車部品会館 6 階 第一会議室
(住所) 港区高輪 1-16-15 (裏面の地図をご参照下さい)
(電話) 03-3445-4211 (代表)
3. テーマ及び講演者：
[テーマ] 「雇用維持のための雇用調整助成金について
～適切な受給条件・手続きとは～」
[講演者] 労務管理事務所 新労社代表 深石圭介 殿
新労社 HP：<http://nlsroumu.com/jk/>
4. 参加費：無料
5. 定員：先着 60 名 (定員になり次第締め切ります)
6. 問合せ先：(社) 日本自動車部品工業会 業務部 (山本、内田)
(TEL) 03-3445-4214 (FAX) 03-3447-5372
(E-mail) yamamoto-shunsuke@japia.or.jp (山本)
uchida@japia.or.jp (内田)

以上

～雇用維持に努力される中小企業事業主の皆様へ～

中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件・対象労働者が変更になりました!

お知らせ

- 1 支給要件について従来の雇用量要件は廃止しました。
- 2 雇用保険の被保険者として6か月以上継続して雇用されている方に加え、次の方も対象となります。
 - ①被保険者期間が6か月未満の方(新規学卒者を含む)
 - ②6か月以上雇用されている被保険者以外の方(週の所定労働時間が20時間以上の方に限ります。)

本助成金の目的

景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、解雇を避け、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせることによって雇用を維持していただく場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当等の一部を助成します。

1 対象となる事業主の方

生産量の要件があります。

- ①最近3か月の生産量がその直前3か月又は前年同期比で減少していること。
- ②前期決算等の経常利益が赤字であること(生産量が5%以上減少している場合は不要)。

2 助成率

休業、教育訓練の場合

- ①休業手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額の5分の4(上限あり)。
- ②教育訓練を実施した際は教育訓練費として1人1日6,000円を①に上乘せします。

出向の場合

出向元事業主の負担額(概ね2分の1を上限)の5分の4(上限あり)。

その他

- ①休業、教育訓練又は出向の実施について、原則事前に都道府県労働局又はハローワーク(公共職業安定所)に届け出る必要があります。
- ②このリーフレットの記載内容は、特にことわりのない限り平成20年12月現在のもので、詳細は最寄りの都道府県労働局又はハローワークにおたずねください。

～雇用維持に努力される事業主(中小企業以外)の皆様へ～

雇用調整助成金の支給要件・対象労働者が変更になりました!

お知らせ

1 支給要件について最近3か月の生産量はその直前3か月又は前年同期比で5%以上減少していれば対象となります。

※従来の雇用量要件は廃止しました。

2 雇用保険の被保険者として6か月以上継続して雇用されている方に加え、次の方も対象となります。

①被保険者期間が6か月未満の方(新規学卒者を含む)

②6か月以上雇用されている被保険者以外の方(週の所定労働時間が20時間以上の方に限ります。)

本助成金の目的

景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、解雇を避け、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせることによって雇用を維持していただく場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当等の一部を助成します。

休業、教育訓練の場合

①休業手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額の2分の1(上限あり)。

②教育訓練を実施した際は教育訓練費として1人1日1,200円を①に上乗せします。

出向の場合

出向元事業主の負担額(概ね2分の1を上限)の2分の1(上限あり)。

①休業、教育訓練又は出向の実施について、原則事前に都道府県労働局又はハローワーク(公共職業安定所)に届け出る必要があります。

②このリーフレットの記載内容は、特にことわりのない限り平成20年12月現在のものであります。詳細は最寄りの都道府県労働局又はハローワークにおたずねください。

1 助成率

2 その他